

基本目標 5 関係機関との連携の強化

1 DV対策関係機関の連携強化

現状と課題

被害者の保護と安心して社会生活を営むための支援を図るためには、DV相談センター、福祉事務所、児童相談所、県婦人相談所、警察、法務局、法テラス、弁護士会、婦人保護施設や母子生活支援施設などの社会福祉施設、民間団体等が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援等で緊密に連携し、効果的な施策の実施を図っていく必要があります。

このため、本市では、広島市域におけるDV対策関係機関相互の連携を図り、DVの防止から被害者への適切な支援までの取組を推進するため、「関係機関連絡会議」を設置し、各機関の対応状況や課題などについて情報交換し、関係機関相互の連携を図っています。

今後は、業務上、被害者を発見しやすい医療関係者や、被害者の就業支援に関係する公共職業安定所など、被害者の早期発見や自立支援に向けた連携先となる関係機関に対し、会議への参加を働きかけ、会議参加機関の拡充を図る必要があります。

さらに、関係機関連絡会議において、具体的な事例研究などを行うとともに、ケースに応じて関係する機関による事例検討会を行うことにより、被害者の早期発見や自立支援に向けて、実効性のある機動的な連携・協力体制を構築し、円滑な支援を推進していく必要があります。

具体的施策

(1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充（医療関係者、公共職業安定所など）

業務上、被害者を発見しやすい医療関係者や、被害者の就業支援に関係する公共職業安定所などに関係機関連絡会議へ参加してもらうよう働き掛け、一層の連携強化を図ります。

- 関係機関連絡会議参加機関の拡充（市民局）

(2) 円滑な支援の推進

被害者のニーズに応じた適切な支援が提供できるよう、関係機関連絡会議のほか、ケースに応じて関係する機関による事例検討会を実施します。

また、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、DV相談センターにおいて、適切な機関の紹介を行うとともに、一定の場所へ関係部局の職員が出向くよう調整する等、円滑な支援を推進します。

- 事例検討会の実施【再掲】（市民局、関係課）
- 各種手続の円滑化の推進（市民局、関係課）

2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化

現状と課題

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）では、DV を子どもが目撃すること（面前DV）自体が、「児童虐待」の中の、子どもに対する心理的虐待に該当するとされています。このため、DV に関するリーフレット等に、面前DV が児童虐待であることを記載するとともに、DV 相談センターが通報や相談等で面前DV の状況を把握した場合、児童相談所に通告し、子どもの見守り対応等で児童相談所と連携を図っています。

子どもに対する面前DV への対応については、児童相談所とともに学校や保育園等との連携を図る必要がありますが、プライバシーの保護やDV 相談センターとしての秘密保持の観点から、情報管理を徹底していく必要があります。

また、高齢者に対するDV については、DV 防止法に基づく対応とともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）に基づく対応も必要です。

特に、被害者が認知症であるなど要介護者の場合、本人のみでは自立した生活を営むことができないという理由で、県婦人相談所等での一時保護が困難な場合が多くなっています。

このため、自立生活が難しい高齢の被害者の入所先等の対応について、高齢者虐待対策の関係機関との連携を強化していく必要があります。

具体的施策

(1) 児童虐待対策関係機関との連携強化

面前DV 等の心理的虐待を含めた児童虐待に対応するため、DV 相談センターと児童相談所、学校等関係機関との連携を強化します。

- 児童虐待防止対策（こども未来局）
- 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施（こども未来局）

(2) 高齢者虐待対策関係機関との連携強化

DV のうち、高齢者虐待に該当する事案に対応するため、DV 相談センターと、高齢者虐待対策の関係機関との連携を強化します。

- 高齢者虐待防止対策事業（健康福祉局）

3 支援制度等の充実

現状と課題

平成 21 年（2009 年）12 月のDV相談センターの開設以降、DV相談センターでは様々な相談が行われ、被害者への支援を適切に行うための対応事例も蓄積されてきました。

今後は、被害者にとって更に利用しやすく効果的な支援となるよう、被害者の目線から支援制度等の見直しを行うため、被害者から意見を聴き、それを基に関係機関とともに支援制度等の充実を検討していく必要があります。

具体的施策

(1) 被害者からの意見聴取

被害者から意見を聴き、それを基に関係機関とともに支援制度等の充実を検討する。

○被害者からの意見聴取の実施（市民局）

(2) 関係機関の情報の共有化

被害者の負担の軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するために、関係する機関で支援制度等の情報の共有化を図り、切れ目のない支援を行います。

○支援制度等の情報の共有化（市民局、関係課）

